第７７回南あわじ市議会定例会議事日程（第７号）

平成３０年３月２６日（月）午前１０時開議

第１　議案第３号～議案第８号、議案第２４号～議案第３３号、議案第４８号～議案第５３号、議案第６０号、議案第６１号、議案第６３号（２５件一括上程）

議案第３号	平成２９年度南あわじ市一般会計補正予算（第８号）
議案第４号	平成２９年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議案第５号	平成２９年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
議案第６号	平成２９年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第１号）
議案第７号	平成２９年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第２号）
議案第８号	平成２９年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第３号）
議案第２４号	南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第２５号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第２６号	南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第２７号	平成３０年４月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第２８号	南あわじ市健康福祉協会基金条例を廃止する条例制定について
議案第２９号	南あわじ市サンライズ淡路基金条例制定について
議案第３０号	南あわじ市国民宿舎基金条例制定について
議案第３１号	南あわじ市入札監視委員会設置条例制定について
議案第３２号	南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第３３号	南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４８号	権利の放棄について
議案第４９号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（払川・油谷辺地）
議案第５０号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（城方・山本辺地）
議案第５１号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野・黒岩・惣川辺地）
議案第５２号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（白崎・来川辺地）
議案第５３号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（沼島辺地）
議案第６０号	平成２９年度南あわじ市一般会計補正予算（第９号）
議案第６１号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第６３号	損害賠償額の決定及び和解について

第２　議案第９号、議案第３４号～議案第４７号、議案第５４号～議案第５９号、議案第６２号、議案第６４号（２３件一括上程）

議案第９号　平成２９年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第３号）

議案第３４号　南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第３５号　南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例制定について

議案第３６号　南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第３７号　南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第３８号　南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

議案第３９号　南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第４０号　南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第４１号　南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第４２号　南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について

議案第４３号　南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４４号　南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第４５号　南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について

議案第４６号　南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第４７号　南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

議案第５４号　損害賠償額の決定及び和解について

議案第５５号　平成３０年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

議案第５６号　農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

議案第５７号　園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

議案第５８号　市道路線の認定について

議案第５９号　市道路線の廃止及び変更について

議案第６２号　南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

議案第６４号　損害賠償額の決定及び和解について

第３　議案第１０号～議案第２３号（１４件一括上程）

議案第１０号　平成３０年度南あわじ市一般会計予算

議案第１１号　平成３０年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算

議案第１２号　平成３０年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算

議案第１３号　平成３０年度南あわじ市介護保険特別会計予算

議案第１４号　平成３０年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算

議案第１５号　平成３０年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算

議案第１６号　平成３０年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第１７号　平成３０年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算

議案第１８号　平成３０年度南あわじ市下水道事業会計予算

議案第１９号　平成３０年度南あわじ市農業共済事業会計予算

議案第２０号　平成３０年度南あわじ市広田財産区特別会計予算

議案第２１号　平成３０年度南あわじ市福良財産区特別会計予算

議案第２２号　平成３０年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算

議案第２３号　平成３０年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算

第４　議案第６５号　南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

第５　請願第１号　治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書

第６　発委第１号　治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書について

第７　発委第２号　南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

第８　議員派遣の申し出

第９　議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

平成３０年３月１６日

南あわじ市議会議長　　廣　内　孝　次　様

総務常任委員長　　原　口　育　大

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第１０８条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　果
議案第３号	平成２９年度南あわじ市一般会計補正予算（第８号）	原案可決
議案第４号	平成２９年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第５号	平成２９年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第６号	平成２９年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第７号	平成２９年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第８号	平成２９年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第２４号	南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第２５号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第２６号	南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	件　　名	結　果
議案第２７号	平成３０年４月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	原案可決
議案第２８号	南あわじ市健康福祉協会基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第２９号	南あわじ市サンライズ淡路基金条例制定について	原案可決
議案第３０号	南あわじ市国民宿舎基金条例制定について	原案可決
議案第３１号	南あわじ市入札監視委員会設置条例制定について	原案可決
議案第３２号	南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第３３号	南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第４８号	権利の放棄について	原案可決
議案第４９号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（払川・油谷辺地）	原案可決
議案第５０号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（城方・山本辺地）	原案可決
議案第５１号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野・黒岩・惣川辺地）	原案可決
議案第５２号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（白崎・来川辺地）	原案可決
議案第５３号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（沼島辺地）	原案可決
議案第６０号	平成２９年度南あわじ市一般会計補正予算（第９号）	原案可決
議案第６１号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第６３号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決

平成３０年３月１９日

南あわじ市議会議長　　廣　内　孝　次　様

産業厚生常任委員長　　長　船　吉　博

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第１０８条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　果
議案第９号	平成２９年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第３４号	南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第３５号	南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例制定について	原案可決
議案第３６号	南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第３７号	南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第３８号	南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について	原案可決
議案第３９号	南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について	原案可決
議案第４０号	南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案番号	件　　名	結　果
議案第４１号	南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第４２号	南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について	原案可決
議案第４３号	南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第４４号	南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第４５号	南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第４６号	南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第４７号	南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第５４号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決
議案第５５号	平成３０年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について	原案可決
議案第５６号	農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について	原案可決
議案第５７号	園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について	原案可決
議案第５８号	市道路線の認定について	原案可決
議案第５９号	市道路線の廃止及び変更について	原案可決
議案第６２号	南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第６４号	損害賠償額の決定及び和解について	原案可決

平成３０年３月１５日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

予算審査特別委員長　原　口　育　大

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第１０８条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　果
議案第１０号	平成３０年度南あわじ市一般会計予算	原案可決
議案第１１号	平成３０年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第１２号	平成３０年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第１３号	平成３０年度南あわじ市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第１４号	平成３０年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算	原案可決
議案第１５号	平成３０年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算	原案可決
議案第１６号	平成３０年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算	原案可決
議案第１７号	平成３０年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算	原案可決
議案第１８号	平成３０年度南あわじ市下水道事業会計予算	原案可決

議案番号	件　　名	結　果
議案第１９号	平成３０年度南あわじ市農業共済事業会計予算	原案可決
議案第２０号	平成３０年度南あわじ市広田財産区特別会計予算	原案可決
議案第２１号	平成３０年度南あわじ市福良財産区特別会計予算	原案可決
議案第２２号	平成３０年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算	原案可決
議案第２３号	平成３０年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算	原案可決

平成３０年３月２２日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

発議者　南あわじ市議会議員　　蛭　子　智　彦

発議者　　〃　　吉　田　良　子

議案第１０号平成３０年度南あわじ市一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第１１５条の３及び会議規則第１６条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第１０号　平成３０年度南あわじ市一般会計予算に対する修正案

議案第１０号平成３０年度南あわじ市一般会計予算の一部を次のように修正する。
第１表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第１表　歳入歳出予算

歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
3. 民生費		7,231,411 ~~7,231,811~~
	2. 児童福祉費	2,714,955 ~~2,715,355~~
14. 予備費		30,400 ~~30,000~~
	1. 予備費	30,400 ~~30,000~~
歳　出　合　計		26,700,000

平成３０年度南あわじ市一般会計予算修正に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1．総　括

歳　出

（単位：千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比　較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	7,231,411 ~~7,231,811~~	7,067,964	163,447 ~~163,847~~	2,652,350	322,200	355,719	3,901,142 ~~3,901,542~~
14. 予備費	30,400 ~~30,000~~	50,000	△19,600 ~~△20,000~~				30,400 ~~30,000~~
歳出合計	26,700,000	26,180,000	520,000	4,164,182	3,164,900	2,505,349	16,865,569

3．歳　出

（款）　3. 民生費

（項）　2. 児童福祉費

（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
4. 保育所費	1,495,628 ~~1,496,028~~	1,174,503	321,125 ~~321,525~~	227,270	285,200	188,077	795,081 ~~795,481~~	1. 報酬	1,478 ~~1,878~~	0 ~~委員報酬 400~~ 0 ~~法人選定委員会委員 400~~
計	2,714,955 ~~2,715,355~~	2,421,238	293,717 ~~294,117~~	970,166	314,100	223,326	1,207,363 ~~1,207,763~~			

（款）　14. 予備費

（項）　1. 予備費

（単位：千円）

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1. 予備費	30,400 ~~30,000~~	50,000	△19,600 ~~△20,000~~				30,400 ~~30,000~~			
計	30,400 ~~30,000~~	50,000	△19,600 ~~△20,000~~				30,400 ~~30,000~~			

平成３０年3月１６日

南あわじ市議会議長　　廣　内　孝　次　様

総務常任委員長　　原　口　育　大

請　願　審　査　報　告　書

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第１３８条第１項の規定により報告します。

記

請願番号	件　　名	結　果
請願第１号	治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書	採　　択

発委第１号

平成３０年３月２６日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

提出者

総務常任委員会委員長　原　口　育　大

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び会議規則第１３条第２項の規定により提出します。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書

治安維持法が 1925 年（大正 14 年）に制定されてから今年で 93 年になります。1928 年には最高刑が死刑に、太平洋戦争を目前にした昭和 16 年（1941 年）の改正では団体結成に加え、結成の準備を行うことも摘発されることになるなど強化されてきました。

治安維持法は、政府や軍部に対して批判を許さず国民を無惨な戦争に駆り立てた法律でした。この法律で多くの人々が、言論、思想、集会、結社の自由を奪われました。

治安維持法が制定された 1925 年から廃止されるまでの 20 年間に、逮捕者数十万人、送検された人 68,274 人、警察署で虐殺された人 93 人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は 400 人余にのぼっています。

日本がポツダム宣言を受託したことにより、治安維持法は、反人道的、反民主主義的な法として廃止されました。この法律によって「有罪判決」を受けた人々は、すべて無罪として釈放されました。

しかし、その犠牲者に対してはいまだに謝罪も賠償も行われていません。

諸外国では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダなど過去の人権侵害についてはすでに謝罪と補償を行っています。

よって国は、新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）を制定し治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査しその内容を公表することなどを一日も早く実現するよう、要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成３０年３月２６日

兵庫県南あわじ市議会議長　　廣　内　孝　次

意 見 書 提 出 先

◎衆議院議長　　大 島 理 森
〒100-0014　　東京都千代田区永田町 1-7-1

◎参議院議長　　伊 達 忠 一
〒100-0014　　東京都千代田区永田町 1-7-1

◎内閣総理大臣　　安 倍 晋 三
〒100-8968　　東京都千代田区永田町 1-6-1

◎法務大臣　　上 川 陽 子
〒100-8977　　東京都千代田区霞が関 1-1-1

提出の理由

治安維持法は、政府や軍部に対して批判を許さず国民を無惨な戦争に駆り立てるため、1925 年（大正 14 年）に制定されてから、ポツダム宣言を受託したことにより、反人道的、反民主主義な法として廃止されるまでの 20 年間に多くの人々が、言論、思想、集会、結社の自由を奪われ逮捕されたうえに、刑務所・拘置所での虐待・暴行などを受けましたが、その犠牲者に対して、いまだに謝罪も賠償も行っていません。諸外国では、過去の人権侵害についてはすでに謝罪と補償を行っている国もありますので、国は、新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）を制定し、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表することを一日も早く実現するよう、要望するため、別紙のとおり意見書を関係機関に提出するものであります。

発委第２号

平成３０年３月２６日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

提出者

議会運営委員会委員長　小　島

南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び会議規則第１３条第２項の規定により提出します。

南あわじ市条例第　　号

南あわじ市議会委員会条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会委員会条例（平成17年南あわじ市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「総務常任委員会」を「総務文教常任委員会」に改め、同条第３項各号を次のように改める。

(1)　総務文教常任委員会　９人

ア　総務企画部の所管に関する事項

イ　危機管理部の所管に関する事項

ウ　教育委員会の所管に関する事項

エ　会計課の所管に関する事項

オ　選挙管理委員会の所管に関する事項

カ　監査委員の所管に関する事項

キ　他の常任委員会の所管に属さない事項

(2)　産業厚生常任委員会　９人

ア　市民福祉部の所管に関する事項

イ　産業建設部の所管に関する事項

ウ　農業委員会の所管に関する事項

(3)　議会広報広聴常任委員会　６人

ア　議会広報誌に関する事項

イ　議会報告会に関する事項

ウ　議会ホームページに関する事項

エ　議会ライブ配信、録画配信に関する事項

オ　その他議会広報広聴活動に関する事項

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の南あわじ市議会委員会条例の規定による次の表の左欄に掲げる常任委員会（以下「旧常任委員会」という。）の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、この条例による改正後の南あわじ市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会（以下「新常任委員会」という。）の委員となるものとし、その任期は、旧常任委員会の委員の残任期間（以下「残任期間」という。）とする。

旧常任委員会	新常任委員会
総務常任委員会	総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会	産業厚生常任委員会
議会広報広聴常任委員会	議会広報広聴常任委員会

3　この条例の施行の際、旧常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、新条例第２条第３項の規定により当該事件を所管する新常任委員会に引き継ぐものとする。

4　新条例第２条第３項第１号及び第２号並びに前項の規定にかかわらず、残任期間中の当該常任委員会の所管は、南あわじ市行政組織条例（平成17年南あわじ市条例第９号）第２条第３号アからオまで及び同号ク並びに同条第４号アに規定する分掌事務については総務文教常任委員会とし、新条例第２条第３項第１号ウ及び南あわじ市行政組織条例第２条第１号チに規定する分掌事務については産業厚生常任委員会とする。

南あわじ市議会委員会条例新旧対照表

現　　行	改　正　案	備　考
第１条　略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条　議員は、第３項第１号の総務常任委員会又は第２号の産業厚生常任委員会の委員になるものとする。ただし、議長は、議会の同意を得て当該委員を辞任することができる。 ２　略 ３　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)　総務常任委員会　９人 ア　総務部の所管に関する事項 イ　企画部の所管に関する事項 ウ　危機管理部の所管に関する事項 エ　市民部の所管に関する事項 オ　会計課の所管に関する事項 カ　選挙管理委員会の所管に関する事項 キ　監査委員の所管に関する事項 ク　他の常任委員会の所管に属さない事項 (2)　産業厚生常任委員会　９人 ア　福祉部の所管に関する事項 イ　農林水産部の所管に関する事項 ウ　建設部の所管に関する事項	第１条　略 （常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条　議員は、第３項第１号の総務文教常任委員会又は第２号の産業厚生常任委員会の委員になるものとする。ただし、議長は、議会の同意を得て当該委員を辞任することができる。 ２　略 ３　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)　総務文教常任委員会　９人 ア　総務企画部の所管に関する事項 イ　危機管理部の所管に関する事項 ウ　教育委員会の所管に関する事項 エ　会計課の所管に関する事項 オ　選挙管理委員会の所管に関する事項 カ　監査委員の所管に関する事項 キ　他の常任委員会の所管に属さない事項 (2)　産業厚生常任委員会　９人 ア　市民福祉部の所管に関する事項 イ　産業建設部の所管に関する事項 ウ　農業委員会の所管に関する事項	

エ　教育委員会の所管に関する事項 オ　農業委員会の所管に関する事項 (3)　議会広報広聴常任委員会　６人 ア　広報活動に関する事項 イ　広聴活動に関する事項 ウ　議会広報紙に関する事項 エ　議会報告会に関する事項 第３条以下　略	(3)　議会広報広聴常任委員会　６人 ア　議会広報誌に関する事項 イ　議会報告会に関する事項 ウ　議会ホームページに関する事項 エ　議会ライブ配信、録画配信に関する事項 オ　その他議会広報広聴活動に関する事項 第３条以下　略	

提出の理由

この条例の一部改正は、南あわじ市行政組織条例の一部改正に伴い、総務常任委員会及び産業厚生常任委員会の所管を見直すとともに、議会広報広聴常任委員会の所管についても所要の改正を行うものです。

改正内容は、総務常任委員会を総務文教常任委員会に改め、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の所管並びに議会広報広聴常任委員会の所管を、別紙改正条文のとおり改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成３０年４月１日と定めるとともに、経過措置を定めております。

議員派遣申出書

平成３０年３月２６日 定例会

次のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６２条の規定により議員を派遣する。

1 慶野松原荘内覧会
(1) 目　　的　　内覧会
(2) 派遣場所　　国民宿舎 慶野松原荘
(3) 期　　間　　平成30年3月28日
(4) 派遣議員　　全議員

2 サイクルステーションオープニングセレモニー
(1) 目　　的　　式典
(2) 派遣場所　　陸の港西淡
(3) 期　　間　　平成30年4月1日
(4) 派遣議員　　全議員

3 吉備国際大学入学宣誓式
(1) 目　　的　　入学式
(2) 派遣場所　　順正学園第二体育館（岡山県高梁市）
(3) 期　　間　　平成30年4月3日
(4) 派遣議員　　議長、総務常任委員長

4 平成病院創立三十周年記念式典
(1) 目　　的　　式典
(2) 派遣場所　　平成病院新館
(3) 期　　間　　平成30年4月7日
(4) 派遣議員　　全議員

5 神戸淡路鳴門自動車道全通二十周年記念セレモニー
(1) 目　　的　　式典
(2) 派遣場所　　淡路サービスエリア
(3) 期　　間　　平成30年4月7日
(4) 派遣議員　　正副議長、総務正副常任委員長

6 南あわじ市戦没者追悼式
(1) 目　　的　　追悼式
(2) 派遣場所　　文化体育館
(3) 期　　間　　平成30年4月7日
(4) 派遣議員　　全議員

7　東播・淡路市議会議長会定例会

(1)　目　　的　　定例会

(2)　派遣場所　　小野市うるおい交流館エクラ

(3)　期　　間　　平成30年4月12日

(4)　派遣議員　　正副議長

平成３０年３月２６日

南あわじ市議会
議　長　　廣　内　孝　次　様

議会運営委員会
委員長　　小　島

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０９条の規定により申し出ます。

記

１．事　　件

（１）議会運営に関する事項
（２）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
（３）議長の諮問に関する事項

２．期　　限

次回定例会迄

平成３０年３月２６日

南あわじ市議会
議　長　　廣　内　孝　次　様

総務常任委員会
委員長　　原　口　育　大

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０９条の規定により申し出ます。

記

１．事　　件

（１）市の総合的企画、調整について

（２）行財政計画について

（３）市有財産の維持管理と財源の確保について

（４）商工業及び観光の振興について

（５）消防・防災対策の推進について

（６）情報化の推進について

（７）離島振興対策について

（８）国際交流及び友好市町の調査について

（９）人権施策について

(10) 税の賦課徴収について

(11) 生活環境の整備推進について

(12) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

２．期　　限

次回定例会迄

平成３０年３月２６日

南あわじ市議会
議　長　　廣　内　孝　次　　様

産業厚生常任委員会
委員長　　長　船　吉　博

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０９条の規定により申し出ます。

記

１．事　　件

（１）教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について
（２）医療体制と健康づくりの推進について
（３）青少年の健全育成について
（４）福祉対策について
（５）介護保険と高齢化社会対策について
（６）農業振興の推進について
（７）水産振興の推進について
（８）都市整備事業の推進について
（９）下水道事業の推進について
(10) 農業委員会に関すること

２．期　　限

次回定例会迄

平成３０年３月２６日

南あわじ市議会
議　長　　廣　内　孝　次　様

議会広報広聴常任委員会
委員長　　久　米　啓　右

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０９条の規定により申し出ます。

記

１．事　　件

（１）広報活動に関する事項
（２）広聴活動に関する事項
（３）議会広報紙に関する事項
（４）議会報告会に関する事項

２．期　　限

次回定例会迄